

令和3年11月10日

第8回

玉東町農業委員会総会議事録

熊本県玉名郡玉東町農業委員会

令和3年度第8回玉東町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年11月10日（水） 午後1時30分～午後2時20分

2. 開催場所 玉東町福祉センター 2階 研修室A

3. 出席委員（10名）

会 長 1 番 山野信也

会長職務代理者 3 番 坂口政文

委 員 2 番 徳山道也 4 番 安田令司 5 番 高田千代美

6 番 前田眞由美 7 番 清田伸一 8 番 清田春行

9 番 田尻稔男 10 番 小山省三

推進委員 （原倉西）山野光昭

4. 欠席委員（1人） 11 番 松本正利

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

日程第4 議案第3号 その他

6. 農業委員会事務局職員

局 長 古閑康広

審議員 岩川康幸

7. 会議の概要

事務局	ただ今から、令和3年度玉東町農業委員会第8回総会を開催いたします。はじめに、山野会長よりご挨拶をお願いいたします。
山野会長	挨拶
事務局	ありがとうございました。 玉東町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、本日の出席者数は10名で過半数を満たしておりますので（全員出席のため）、総会が成立していますことを報告いたします。 また、同規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、これからの議事進行は、山野会長にお願いします。
議長（山野）	それでは、これより議事に入ります。 まず、日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。 玉東町農業委員会会議規則第13条に規定する議事録署名委員ですが、私より指名させていただきます。 議事録署名委員は7番清田伸一委員、8番清田春行委員を指名します。また会議書記に農業委員会事務局の岩川審議員を指名します。 よろしくお願いします。 つづきまして、日程第2、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明を求めます。
事務局	議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請について。 ＝1頁、議案第1号について議案書をもとに朗読＝ それでは、詳細について説明いたします。 譲受人は現在81歳と高齢であります、みかん、梨、水稻を夫婦で栽培されており、譲渡し人の息子さんが病気になられ入院をされているために今後経営が出来ないということで譲受人に贈与されるために、今回、申請されるものです。申請地につきましては3ページから6ページをご覧ください。 なお、実質審査要件の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件につきましては、すべてを満たしているものと考えます。可否について審議をお願いします。
議長（山野）	説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。 3地区の代表で清田春行委員。

8 番（清田）	事務局が言われたとおり、農協の前はカボチャ、他のみかん畑もそれなりに手入れをされています。子供さんが仕事ができないということで、親に贈与ということで問題は無いと思います。
議長（山野）	はい。ありがとうございます。ただ今、地区委員さんからの説明がありました。次に推進委員さんからの意見をお願いします。
推進（山野）	ただいま、農業委員さんからご報告がありましたとおり相違ありません。
議長（山野）	ただ今推進委員さんからの説明がありましたが、皆様からの質疑はありませんか。
3 番（坂口）	親子ということですが、農業者年金等はないのでしょうか。
事務局	お母さんに贈与ですので、関係ありません。
議長（山野）	他にありませんか。無いようですので、採決を行います。議案第 1 号について、承認される方は挙手をお願いします。
	（全員挙手）
議長（山野）	賛成多数。よって議案第 1 号は、承認されました。
議長（山野）	続きまして、日程第 3、議案第 2 号農地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。
事務局	7 ページです。（朗読） 8 ページです。議案第 2 号につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、玉東町長から令和 3 年 10 月 25 日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められているところでございます。
事務局	9 ページをご覧ください。（総括表の説明） 10、11 ページをご覧ください。

事務局	今回の申請は、農用地利用集積計画のうち新規の利用権設定の使用貸借権が1件、期間満了による再設定の利用権設定の貸借権が10件です。面積は、田が7筆で9,577㎡、普通畑が2筆で1,991㎡、樹園地が19筆で32,405㎡、合計の28筆で43,973㎡です。 なお、対価の支払い方法等につきましては右側備考欄に記載のとおりであります。 以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件であります。 ① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。 ② 利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地の全てについて耕作を行うと認められ、農作業に常時従事し、対象農地を効率的に利用すると認められること。 ③ 対象農地の関係権利者全ての同意が得られていることの各要件を満たしております。 以上です。
議長（山野）	説明が終わりましたので、何かご質問はありませんか。
2 番（徳山）	一番下の新規の件ですが、場所的には立岩の下になるのですか。
事務局	場所は所有者の自宅の周りです。
2 番（徳山）	この場所はいままで誰か作られていたのですか。
事務局	この農地については、松田さんが以前より契約をされていましたが2,3年前に更新をするのを忘れてて、今回の申請になっております
議長（山野）	他にありませんか。無いようですので、議案第2号、農用地利用集積計画の決定については、（案）のとおり決定いたします。
議長（山野）	その他ですが、事務局から何かありますか。
事務局	あっせん申出書について

議長（山野）

他にありませんか

議長（山野）

それでは以上をもちまして、玉東町農業委員会第8回総会を閉会いたします。

閉会 午後 時 分

上記のとおり議事録に相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和3年11月10日

玉東町農業委員会会長

⑩

7番委員

⑩

8番委員

⑩